軽井沢町地下水保全条例

(目的)

第1条 この条例は、軽井沢町における地下水が貴重な資源であり、公の水であるとの認識に立ち、地下水の保全に関し必要な事項を定めることにより、地下水の適正な利用を図るとともに、公共の福祉に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸 動力を用いて地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項又は第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。)を採取するための施設をいう。
 - (2) 地下水採取者 町内において地下水を採取する者をいう。
 - (3) 地下水の環境 水量、水位、水質、地盤沈下等の地下水に係わる環境をいう。

(町の責務等)

第3条 軽井沢町は、長野県及び周辺市町村と連携を図り、地下水の保全に係る施策を講ずるものとする。

2 町内に住所を有する者、町内に滞在する者、町内で事業活動を営む個人又は法人及び町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者又は管理者は、軽井沢町が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

(地下水採取者の責務)

第4条 地下水採取者は、軽井沢町が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

(設置許可の申請)

第5条 井戸の設置をしようとする者は、町長に申請し、井戸の設置の許可(以下「設置許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の申請にあたっては、規則で定める書類を添えて申請するものとする。
- 3 町長は、第1項に規定する設置許可にあたり、必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、同項の許可を要しない。ただし、設置する井戸が第2号から第5号のいずれかに該当するときは、町長に井戸の設置の届出をしなければならない。
 - (1) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条に規定する水道事業、水道用水供給事業又は専用水道の井戸
 - (2) 前号に規定する水道以外の水道で、町長が別に定める水道の井戸
 - (3) 1日当たりの地下水の採取量が10立方メートル未満の井戸
 - (4) 農業用の井戸
 - (5) その他町長が認めた井戸
- 5 前項の届出にあたっては、第2項の規定を準用する。

(設置許可の要件)

第6条 設置許可の要件は、次の各号に定めるところによる。ただし、町長が公益上必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 1日当たりの地下水の採取量が300立方メートル以下であること。
- (2) 採取する地下水の使用目的が必要かつ適当であること。
- (3) 設置許可を受けようとする井戸の一団の土地(一体的な利用がなされている土地及び所有者が同一である土地をいう。)に隣接する土地の所有者及び建物の所有者並びに規則で定める範囲内の地下水採取者に井戸を設置することについて説明を行っていること。
- (4) 地下水の採取により、規則で定める範囲内の地下水の環境に支障を及ぼすおそれのある者に対し、井戸を設置することについて周知を行っていること(1日当たりの地下水の採取量が100立方メートル未満の場合を除く。)。

(許可等の決定)

第7条 町長は、第5条第1項の規定による設置許可の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を受理した日から起算して30日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

(設置完了の届出)

第8条 設置許可の決定を受けた者は、井戸の設置が完了した日から起算して15日以内に町長に届け出て、設置が完了した井戸の確認を受けなければならない。

(報告書の提出)

第9条 井戸の設置をした者(以下「井戸設置者」という。)は、規則で定める報告書を町長に提出しなければ

ならない。ただし、第5条第4項に規定する届出をした者は、この限りでない。

(有効期間及び更新)

第10条 設置許可の有効期間は、第8条に規定する井戸の確認を受けた日から起算して3年とする。

2 井戸設置者は、有効期間満了の日の30日前までに町長に設置許可の更新の申請をし、許可を受けなければ、その効力を失う。

(地位の承継)

第11条 井戸設置者から井戸を譲り受け、又は借り受けた者は、当該井戸設置者の地位を承継する。

- 2 井戸設置者について、相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人又は合併若しくは分割により その地位を承継しようとする法人は、当該井戸設置者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により井戸設置者の地位の承継を受けた者は、その承継のあった日から起算して30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(廃止届等)

第12条 井戸設置者は、設置した井戸を廃止しようとするときは、廃止をしようとするときから起算して30日前までに町長に届け出るものとする。この場合において、廃止する井戸は、汚染等により地下水の環境に影響を与えないように閉塞する等必要な措置をとらなければならない。

(許可の取消し)

第13条 町長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者、又は許可の日から1年を経過しても井戸を完成しない者に対して、その許可を取り消すことができる。ただし、特別な事情により工事を行うことが困難な場合は、その旨を町長に届け出るものとする。

2 町長は、第7条による許可の決定を受けた者について、第6条に規定する設置許可の要件に適合しなくなったと認める場合には、その許可を取り消すことができる。

(立入調査)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、設置をした井戸に立ち入り、調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又は指導)

第15条 町長は、井戸による地下水の採取が地下水の環境の保全上必要があると認めるときは、井戸設置者に対して、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第16条 町長は、井戸設置者が前条の規定による助言又は指導に対して必要な措置を取らなかったときは、当該 井戸設置者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(命令)

第17条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて当該措置を講ずること又は地下水の採取を一時停止することを命ずることができる。

- 2 町長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反して、井戸の設置工事に着手し、若しくは着手しようとする者又は地下水を採取し、若しくは採取しようとする者に対して、期限を定めて当該工事を停止させ、又は地下水の採取を停止させる等の当該違反行為の是正のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 3 町長は、設置許可を受けることなく、又は設置届出をすることなく井戸を設置した者に対して、必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 4 町長は、第5条第3項の規定により付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を 定めて必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第18条 町長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を 公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を規則で定める公表通知書により通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(措置の届出)

第19条 第16条の規定による勧告又は第17条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置を講じたときは、その措置を講じた日から起算して15日以内に町長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

第21条 第17条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第5条第1項の規定に違反して設置許可を受けないで、又は虚偽の設置許可の申請により、井戸を設置 した者
 - (2) 第14条の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

(経渦措置)

- 2 この条例の施行の際、現に第2条第1号に規定する井戸の設置をしている者は、この条例の施行の日から起算して90日以内に、町長に届出をしなければならない(第5条第4項第1号に規定する井戸を除く。)。
- 3 前項の規定により届出をした者のうち、第5条第1項に規定する許可を要する者は、第8条に規定する 井戸の確認を受けた者とみなす。この場合において、設置許可の有効期間は、この条例の施行の日から起算して 3年とする。
- 4 この条例の施行の際、現に軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例(平成22年軽井沢町条例第10号)第10条の規定により事前協議が終了し、井戸の設置工事に着手している者は、第7条の規定による設置許可の決定を受けた者又は第5条第4項の規定による井戸の設置の届出をした者とみなす。